

総務委員会情報連絡

令和 8 年 9 月 1 7 日

情報連絡事項	頁
1 令和 8 年度の工事請負契約について （令和 8 年 8 月分 契約金額 6 千万円以上 1 億 8 千万円未満）	2
2 令和 7 年度 公益通報制度等の運用状況について	3

（総 務 部）

総務委員会情報連絡

令和8年9月17日

件名	令和8年度の工事請負契約について (令和8年8月分 契約金額6千万円以上1億8千万円未満)																								
所管部課名	総務部 契約課																								
内容	令和8年度、契約金額6千万円以上1億8千万円未満の工事請負契約について、報告する。 ※ 契約金額には消費税を含む。 ※ 契約金額が6千万円以上1億8千万円未満の工事でも、既に上程したものは記載していない。 令和8年度契約（令和8年8月1日～8月31日締結） <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>件名 (工事場所)</th><th>契約 月日</th><th>契約金額 (円)</th><th>落札率 (%)</th><th>契約の 相手方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般 土木</td><td>西新井小学校人工芝改修工事</td><td rowspan="2">8/13</td><td rowspan="2">157,300,000</td><td rowspan="2">99.44</td><td rowspan="2">太和工業 株式会社</td></tr> <tr> <td>足立区西新井本町四丁目9番27号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水門 門扉</td><td>裏門堰取水施設樋門改修工事</td><td rowspan="2">8/10</td><td rowspan="2">86,350,000</td><td rowspan="2">89.84</td><td rowspan="2">大同機工 株式会社</td></tr> <tr> <td>足立区西綾瀬一丁目8番1号先</td></tr> </tbody> </table>					業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方	一般 土木	西新井小学校人工芝改修工事	8/13	157,300,000	99.44	太和工業 株式会社	足立区西新井本町四丁目9番27号	水門 門扉	裏門堰取水施設樋門改修工事	8/10	86,350,000	89.84	大同機工 株式会社	足立区西綾瀬一丁目8番1号先
業種	件名 (工事場所)	契約 月日	契約金額 (円)	落札率 (%)	契約の 相手方																				
一般 土木	西新井小学校人工芝改修工事	8/13	157,300,000	99.44	太和工業 株式会社																				
	足立区西新井本町四丁目9番27号																								
水門 門扉	裏門堰取水施設樋門改修工事	8/10	86,350,000	89.84	大同機工 株式会社																				
	足立区西綾瀬一丁目8番1号先																								

総務委員会情報連絡

令和8年9月17日

件名	令和7年度 公益通報制度等の運用状況について																								
所管部課名	ガバナンス担当部 コンプライアンス推進担当課																								
内容	足立区においては、公益通報制度（内部通報制度及び外部通報制度）及び足立区特定要求等への対応等に関する規程の運用状況等について、毎年度、各要綱等の規定に基づいて公益監察員の意見を付して、通報者を特定する情報を除き概要を公表している。 令和7年度の運用状況について、以下のとおり報告する。																								
	1 内部通報の対応等の状況及び運用状況に関する意見について																								
	内部通報とは、区の職員等が区の事務事業等の執行における法令違反等について、公益監察事務局（コンプライアンス推進担当課等。以下「事務局」という。）等に行う通報をいう（足立区職員等の内部公益通報等に関する要綱）。																								
	（1）内部通報の対応等の状況（7件）（令和8年8月末現在）																								
	<table><tr><th>事案の概要</th><th>対応結果</th><th>是正措置等の概要</th></tr><tr><td>①生活保護業務に関する違法な指導、対応</td><td>争訟手続で争うべきものを除き、違法な事実は認められない。</td><td>是正措置なし</td></tr><tr><td>②財務事務に関する違法行為</td><td>調査中</td><td></td></tr><tr><td>③メールの誤送信</td><td>処罰等を要す違法な事実は認められない。</td><td>注意喚起の実施</td></tr><tr><td>（不受理）区職員の職務不徹底</td><td>人事課に情報提供し、人事課による指導</td><td>—</td></tr><tr><td>（不受理）区職員の兼業</td><td>許可があり、通報内容に違法性なし</td><td>—</td></tr><tr><td>（不受理）上司からのパワハラ</td><td>適切な通報先の教示</td><td>—</td></tr><tr><td>（不受理）区職員の不適切な言動</td><td>人事課に情報提供し、のちに取下げ</td><td>—</td></tr></table>	事案の概要	対応結果	是正措置等の概要	①生活保護業務に関する違法な指導、対応	争訟手続で争うべきものを除き、違法な事実は認められない。	是正措置なし	②財務事務に関する違法行為	調査中		③メールの誤送信	処罰等を要す違法な事実は認められない。	注意喚起の実施	（不受理）区職員の職務不徹底	人事課に情報提供し、人事課による指導	—	（不受理）区職員の兼業	許可があり、通報内容に違法性なし	—	（不受理）上司からのパワハラ	適切な通報先の教示	—	（不受理）区職員の不適切な言動	人事課に情報提供し、のちに取下げ	—
	事案の概要	対応結果	是正措置等の概要																						
	①生活保護業務に関する違法な指導、対応	争訟手続で争うべきものを除き、違法な事実は認められない。	是正措置なし																						
	②財務事務に関する違法行為	調査中																							
	③メールの誤送信	処罰等を要す違法な事実は認められない。	注意喚起の実施																						
	（不受理）区職員の職務不徹底	人事課に情報提供し、人事課による指導	—																						
（不受理）区職員の兼業	許可があり、通報内容に違法性なし	—																							
（不受理）上司からのパワハラ	適切な通報先の教示	—																							
（不受理）区職員の不適切な言動	人事課に情報提供し、のちに取下げ	—																							
（2）公益監察員意見																									
ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 迫 友広																									
イ 意見内容																									
当職は、令和7年度、足立区において、内部通報の根拠となる規程が整備され、通報の受付・調査に対応するための窓口、事務局等の体制が整えられているとともに、庁内に十分周知されていることを確認した。																									

また、報告を受けた令和7年度中の内部通報への対応についても、不適切な点は認められなかった。

2 外部通報の対応等の状況及び運用状況に関する意見について

外部通報とは、外部の労働者等が、自ら雇用され、役務を提供する事業者などにおける法令や条例に違反する事実について、区が処分等を行う権限を有する場合に、事務局又は担当課に行う通報をいう（足立区外部公益通報等の手続に関する要綱）。

（1）外部通報の対応等の状況（1件）（令和8年8月末現在）

事案の概要 (違法な事実)	違反する法令	調査 結果	措置の 概要	備考
(不受理) ①パワーハラスメント ②請負契約者への指示 ③下請代金からの二重 控除	労働施策の総合 的な推進並びに 労働者の雇用の 安定及び職業生 活の充実等に関 する法律 外	なし	なし	通報先 を教示 した。

（2）公益監察員意見

ア 意見者 足立区公益監察員（弁護士） 森嶋 裕子

イ 意見内容

令和7年度には1件の通報があったが、足立区外部公益通報等の手続に関する要綱に基づき、受付、受理の可否に関する判断、教示通知書による通知がなされ、適時に公益監察員に助言が求められており、令和7年度の外部通報対応の仕組みが適正に運用されていることを確認した。

また、公益通報者保護法の改正に伴う同要綱の改正作業において、令和5年度の公益監察員の評価意見も踏まえた検討も進行中とのことであり、今後も引き続き通報対応の仕組みが改善されることを期待する。

ウ 区の対応

各通報要綱を改正し、公益通報者保護法の改正に対応するとともに、各法令の適用関係を明らかにし、適正な運用の確保に努めていく。

3 特定要求等の対応等の状況及び運用状況に関する評価等について

職員が特定要求等（※）を受けた場合は、直ちに上司等に報告し、特定要求等記録票により事務局に通報する。事務局等は区長に報告するとともに、公益監察員等による助言を含めて支援し、公正な職務執行を確保する（足立区特定要求等への対応等に関する規程）。

※ 特定要求等とは、特定要求及び不当要求（思料されるものを含む。）である。特定要求とは、不適切な対応や法令違反等を職員に求める行為等であり、不当要求とは、社会的相当性を逸脱する手段により、職員の公正な職務の遂行を妨げる行為等である。

（１）特定要求等の対応等の状況（１件）（令和８年８月末現在）

事案の概要	要求の 態様	助言・対応状況等
職員に対する辞職要求、業務に支障をきたす長時間の度重なる窓口、電話対応	不当要求	すでに区民の声相談課に相談しており、必要に応じて、コンプライアンス推進担当課に相談するよう伝えた。

（２）公益監察員の評価、意見

ア 評価者 足立区公益監察員（弁護士） 森嶋 裕子

イ 評価内容

（ア）運用状況評価

令和７年度には、「足立区への提言、要望等に関する取扱規程」が全面的に改正され、「足立区特定要求等への対応等に関する規程」として令和７年１２月１日に施行された。貴区においては、上記研修のほか、この改正について施行前から全ての課に対して周知依頼を行い、施行後も複数回、解釈等に関する通知や概要の紹介を行っているとのことである。

令和７年度は改正後の規程に基づき、１件の特定要求等の事案が公益監察事務局に通報された。当該特定要求等について通報者は区民の声相談課に相談しながら今後の対応方針を定めており、公益監察事務局としては本事案の通報を受けて通報者に確認を行い、今後必要があれば相談に応じることとしている。

本件は終了していないが、特定要求等の通報に対する当面の対応としては上記規程の目的等を踏まえた運用がなされていると評価できる。

（イ）意見、要望

令和７年度の通報は、貴区による上記の規程改正に関する周知の結果と考えられる。しかし、特定要求等については、できる限り早期に通報・相談を受けられることが望ましいため、引き続き上記規程の周知及びその適切な運用が図られることを期待する。